平成２４年（フ）第４４号
広島県呉市阿賀中央３丁目12番７―406号
債務者　松岡　　徹
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４８号
広島県呉市広白石２丁目10番５―207号
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５１号
広島県呉市神原町17番８号
債務者　上野　幸恵
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５４号
広島県呉市中央６丁目１番１―503号
債務者　吉田　公子（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９８号
徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口35番地１
債務者　矢野　順子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７号
徳島県徳島市南佐古三番町５番16号
債務者　大下ヒロシ
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
徳島県三好市池田町ウヱノ2622番地２、住民票上の住所徳島県三好市池田町大利油田36番地
債務者　西島　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第１４号
徳島県三好郡東みよし町西庄字光吉33番地５
債務者　玉木　敬子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第４６号
愛媛県西条市丹原町千原甲775番地、前住所愛媛県西条市丹原町北田野1634番地２　北田野住宅213
債務者　佐伯　静雄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第４９号
愛媛県西条市玉之江459番地４、旧住所愛媛県西条市玉之江37番地４
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５２号
愛媛県新居浜市大生院251番地の４
債務者　藤田　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１７号
高知県須崎市西町２丁目10番８号　Ｂ棟103号
債務者　吉岡　和香
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１８号
高知県須崎市西町２丁目10番８号　B103号
債務者　吉岡　静恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2264番地
債務者　佐々木秋男
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３０号
福岡県直方市大字知古1352番地１
債務者　石井かおり
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８９号
福岡県うきは市吉井町福益249番地１
債務者　中嶋　朋子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１４号
兵庫県伊丹市南鈴原１丁目37番地
債務者　安原　次郎
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８９号
徳島県徳島市末広４丁目８番37―15号、旧住所徳島県徳島市南佐古八番町５番22号
債務者　江渕　総枝
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
徳島地方裁判所民事部